【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】(4)

名称	（所在地）
[第１・第２　略]	

(記載上の注意)
(1)　一般的事項
a　外国会社による上場株券等の買付け等である場合には、本様式の記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。ただし、「第２　公開買付者の状況」については、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第５号）第七号様式記載上の注意(5)に準じて最近３事業年度について記載すること。
b　[略]
[(2)～(18)　略]

備考　表中の［ ］の記載は注記である。

【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】(4)

名称	（所在地）
[第１・第２　同左]	

(記載上の注意)
(1)　一般的事項
a　外国会社による上場株券等の買付け等である場合には、本様式の記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。ただし、「第２　公開買付者の状況」については、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第５号）第七号様式記載上の注意(53)に準じて最近３事業年度について記載すること。
b　[同左]
[(2)～(18)　同左]

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第三十三条及び第三十四条の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下この条において「新開示府令」という。）第二号様式、第二号の二様式、第二号の四様式、第二号の五様式、第二号の六様式、第二号の七様式、第七号様式、第七号の二様式及び第七号の四様式の規定は、有価証券届出書（金融商品取引法（以下「法」という。）第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定によるものをいう。以下この項において同じ。）に記載すべき最近事業年度の財務諸表が平成三十年三月三十一日以後に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書について適用し、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が同日前に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書については、なお従前の例による。

2　新開示府令第三号様式、第三号の二様式、第四号様式、第八号様式及び第九号様式の規定は、平成三十年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書（法第二十四条第一項又は第三項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

3　新開示府令第四号の三様式及び第九号の三様式の規定は、平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書（法第二十四条の四の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する四半期報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る四半期報告書については、なお従前の例による。

4　新開示府令第五号様式、第五号の二様式及び第十号様式の規定は、平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係る半期報告書（法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る半期報告書については、なお従前の例による。

5　新開示府令第五号の四様式の規定は、平成三十年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る親会社等状況報告書（法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する親会社等状況報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了する事業年度に係る親会社等状況報告書については、なお従前の例による。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第四号様式、第四号の二様式、第四号の三様式、第四号の四様式、第六号様式、第六号の五様式及び第六号の六様式の規定は、有価証券届出書（法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定によるものをいう。以下この条において同じ。）に記載すべき最近計算期間又は最近事業年度の財務諸表が平成三十年四月一日以後に開始する計算期間又は事業年度のものである場合における有価証券届出書について適用し、有価証券届出書に記載すべき最近計算期間又は最近事業年度の財務諸表が同日前に開始する計算期間又は事業年度のものである場合における有価証券届出書については、なお従前の例による。

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第二号様式の規定は、平成三十年四月一日以後に開始する法第二十七条の二第一項に規定する株券等の買付け等について適用し、同日前に開始した株券等の買付け等については、なお従前の例による。

（発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第二号様式の規定は、平成三十年四月一日以後に開始する法第二十七条の二十二の二第一項に規定する上場株券等の買付け等について適用し、同日前に開始した上場株券等の買付け等については、なお従前の例による。